

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する。

なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切

りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県立学校における今後の教育活動について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元コードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県立学校における今後の教育活動について

(令和 2 年 7 月 9 日現在)

＜県立高等学校・中等教育学校における 7 月 13 日以降の教育活動について＞

- 6 月 24 日付け「県立高校等の「通常登校」の実施期間の前倒しの予定について(通知)」において、「7 月上旬（6 月 19 日から概ね 3 週間後）における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、7 月 6 日（月）から実施予定の「時差短縮Ⅱ」*¹の期間を 1 週間に短縮し、7 月 13 日(月)から「通常登校」に移行する。」としていた。

*¹…生徒は毎日登校、9:20 授業開始、40 分×6 時間、昼食あり、完全下校 16:30

- 県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については、生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7 月 13 日（月）から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施する。

- ・朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。）を実施
- ・「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断
- ・公共交通機関の状況から、上記により難しい場合は、教育委員会と協議
- ・「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

- 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数*²で実施

*²…学習指導要領により、50 分授業、6 時間実施が標準とされているが、65 分授業で 5 時間の学校や、100 分授業で 4 時間の学校などもある

- 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7 月 3 日付けで通知）等に基づき実施する。

- 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

＜県立特別支援学校における今後の教育活動について＞

- 県立特別支援学校については、5 月 22 日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定の通りとする。

【県立高等学校・中等教育学校における通常登校までのスケジュール】

再開の段階	当初予定の期間	変更後の予定期間 (6月24日時点)	変更後の予定期間 (7月9日時点)	教育活動の概要	生徒数	始業 (授業開始)
分散登校Ⅱ	6月22日(月曜日) から 6月27日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は週3回登校 40分×3時間 午前・午後に学年の半数 ずつ登校 在校時間は3時間以内、 昼食なし	20名/室	午前部 9:50 午後部 13:00
時差短縮Ⅰ	6月29日(月曜日) から 7月4日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は毎日登校 40分×3時間 在校時間は4時間以内、 昼食可	40名/室	9:50
時差短縮Ⅱ	7月6日(月曜日) から 8月29日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	生徒は毎日登校 40分×6時間 昼食あり 完全下校 16:30	40名/室	9:20
通常登校	8月31日(月曜日) から	7月13日(月曜日) から	時差通学により 7月13日(月曜日) から	生徒は毎日登校(土曜は 学校の判断) 50分×6時間(学校に よる) 昼食あり	40名/室	概ね9:20 以降 ※通常は 8:50

《「通常登校」と「時差通学+通常登校」の違い(例)》

通常登校		時差通学+通常登校	
(SHR)	8:40~	(SHR)	9:10~
1校時	8:50~9:40	1校時	9:20~10:10
2校時	9:50~10:40	2校時	10:20~11:10
3校時	10:50~11:40	3校時	11:20~12:10
4校時	11:50~12:40	昼休み	12:10~12:55
昼休み	12:40~13:25	4校時	12:55~13:45
5校時	13:25~14:15	5校時	13:55~14:45
6校時	14:25~15:15	6校時	14:55~15:45
(SHR)	15:15~15:20	(SHR)	15:45~15:50
完全下校	19:00	完全下校	19:00

※ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すこと
を含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。